



1 鉄道の高架化による交通環境の改善

問合せ先 都市政策課

交通量の多い道路と鉄道が交差している踏切は大変混雑します。JR長崎本線連続立体交差事業では、この交通渋滞の原因となっている鉄道を高架化することにより、4つの踏切（幸町踏切、宝町踏切、梁川橋踏切、竹岩橋踏切）を除却し、交通渋滞の緩和や東西市街地の一体化による地域の活性化を図ります。



○事業の概要

- 事業費：約529億円
- 事業期間：平成21年度～令和5年度
- 事業経過：仮線切替…平成27年度
高架切替、新駅舎開業…令和2年3月
- 除却踏切：4箇所

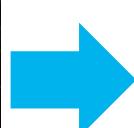
○連続立体交差事業の整備効果

- 踏切により生じていた交通渋滞や踏切事故がなくなりました。また、交通渋滞の解消により、CO₂の排出量削減に寄与しています。
- 鉄道により分断されていた市街地が一体化され、地域活性化に寄与しています。
- 高架下空間の有効活用が可能となります。

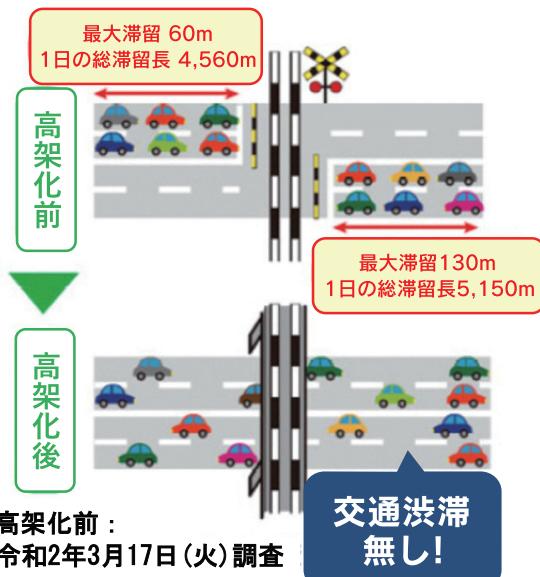
○今後の事業スケジュール

- 令和4～5年度：側道・交差道路整備

梁川橋踏切の状況



踏切による交通渋滞の解消(梁川橋交差点)



高架化前：
令和2年3月17日(火)調査



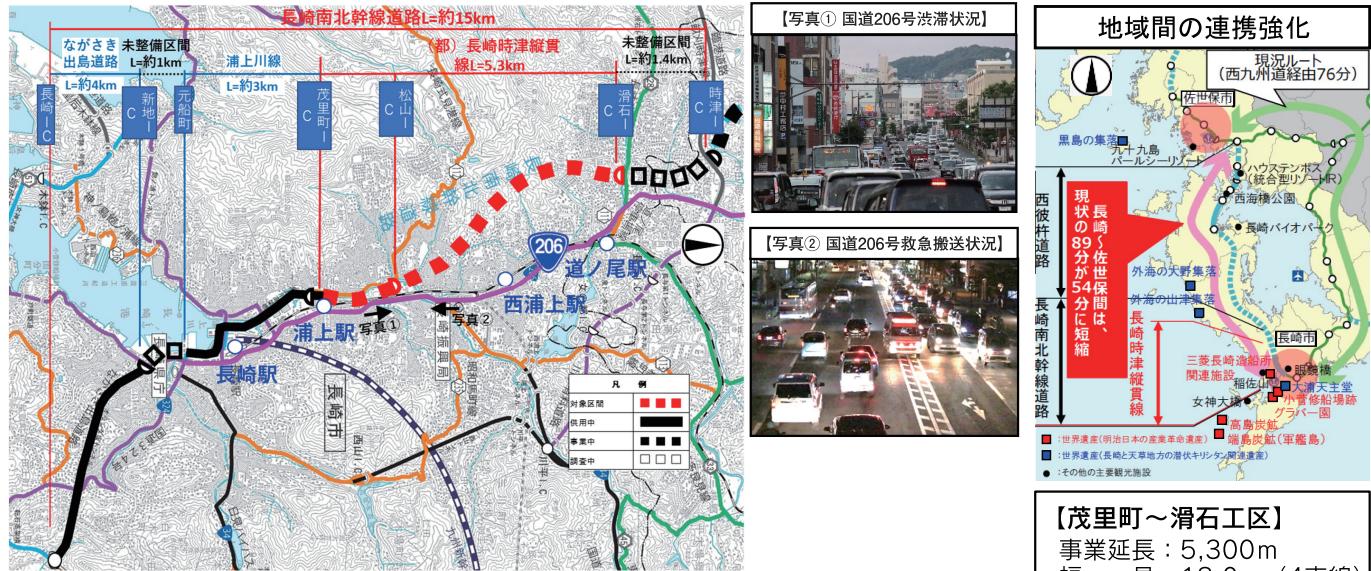
2 都市における街路事業

問合せ先 道路建設課

市街地の活性化や都市のコンパクト化を推進し、都市内の交通円滑化や歩行者等の安全で快適な歩行空間を確保するため街路事業に取り組みます。

●都市計画道路長崎時津縦貫線（長崎市）

高規格道路「長崎南北幹線道路」の一部であり、地域間の連携強化や、長崎市内の慢性的な渋滞緩和、事故リスクの低減等を目的に、令和4年度より整備を行っています。



3 「長崎市中央部・臨海地域」の都市再生

問合せ先 都市政策課

国土交通省による「都市・居住環境整備重点地域」の指定を受けた『長崎市中央部・臨海地域』において、長崎市と県で策定した「都市・居住環境整備基本計画」に基づき都市の再生を図ります。広域交通拠点の整備を図り、その効果を最大限に発揮させ、国内や東アジアからの交流人口を拡大し、その効果を長崎市のみならず離島を含む県全体にも波及させることを目指します。

また、令和2年9月「都市再生緊急整備地域」の指定を受けた『長崎中央地域』では、民間の都市開発の支援に取り組んでいきます。

目標

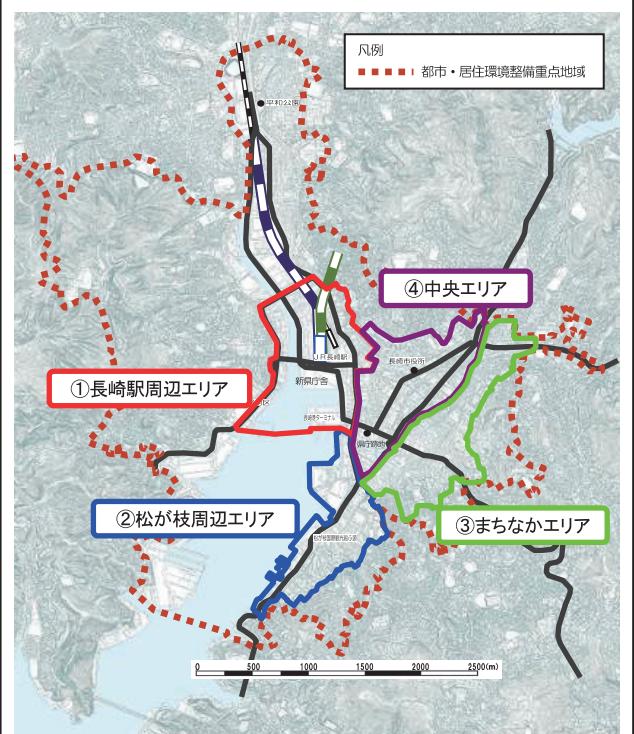
- ①都市の魅力の強化
- ②回遊性の充実
- ③国際ゲートウェイ機能の再構築

平和と文化の国際交流拠点都市
長崎の再生

交流人口の拡大

地域の活力の再生

都市再生の対象区域図と4つの重点エリア



4 ウオーカブルなまちづくり

問合せ先 都市政策課

日常生活の中で車を使わずに、徒歩・自転車・公共交通機関を中心とした、ウォーカブルなまちづくりを行うことで、日々の暮らしにおいて身体活動量を増加させ、県民の健康に寄与するまちづくりを目指します。

ウォーカブルなまちづくりを目指す区域において、官民の多様な関係者の連携を図り、グランドレベルの既存ストック(※)の利活用による「居心地が良く歩きたくなる空間の形成」に取り組むことで、“コンパクトでゆとりと賑わいのあるウォーカブルなまちづくり”を推進します。

(※)既存ストックとは、道路、公園、港湾施設、河川堤防の公共施設、あるいは民間空地、沿道建物の低層部などです。



5 長崎らしい景観の創出

問合せ先 都市政策課

長崎の自然、歴史、文化的背景から、他の地域には見られない独特の景観を保全・創出するため、地域住民や市町が主体となって取り組む景観まちづくりへの技術的・財政的な支援を行うほか、景観に配慮した公共事業により良好な景観形成を先導します。

[主な施策]

広域景観形成推進事業

市町をまたがる広域エリア等において、市町、住民団体等と連携し総合的な景観形成を行います。

活動サポート事業

住民と市町が協働して継続的に取り組む景観まちづくり活動等を支援します。



アドバイザー派遣の様子

各主体の役割



景観資産登録制度

個性的で魅力ある地域景観の核となっている「まちなみ等」「建造物等」「樹木」を登録し、広く周知します。また、登録した景観資産の保全・活用事業を市町と共同で支援します。

アドバイザー派遣制度

住民や市町、県が行う美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等に対し、専門家を派遣して、技術的支援を行います。

公共デザイン推進制度

公共事業のうち、地域景観への影響が大きいものについて、専門家によるデザイン支援により、地域の魅力ある景観形成を先導し、市町や民間への波及を図ります。

大規模建造物等の規制・誘導

地域景観に影響を与える可能性が高い大規模な建築物・工作物や開発行為等について、景観法に基づく届出制度を活用し、規制・誘導を行います。



公共デザイン推進制度活用事例
(口之津港ターミナルビル)